

別表第一を別表第一の二とし、同表の前に次の表を加える。

別表第一(第十一條の三關係)

第一 管理、運営、サービス等に関する事項

一 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 営業日
- (7) 営業時間

二 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
- (2) 薬局の駐車場
- (i) 駐車場の有無
- (ii) 駐車台数
- (iii) 有料又は無料の別
- (3) ホームページアドレス
- (4) 電子メールアドレス
- 三 薬局サービス等
- (1) 相談に対する対応の可否
- (2) 対応することができる外国語の種類
- (3) 障害者に対する配慮
- (4) 車椅子の利用者に対する配慮
- (5) 受動喫煙を防止するための措置

四 費用負担

- (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い
- (2) クレジットカードによる料金の支払の可否

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数
- (2) 薬局の業務内容

(i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否

(ii) 一包装薬に係る調剤の実施の可否

(iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否

(iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否

(v) 薬局製剤実施の可否

(vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否

(vii) 薬剤服用歴管理の実施の有無

(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

(3) 地域医療連携体制

(i) 医療連携の有無

(ii) 地域住民への啓発活動への参加の有無

二 実績、結果等に関する事項

(1) 薬局の薬剤師数

(2) 医療安全対策(医薬品の使用に係る安全管理のための責任者の配置の有無)

(3) 情報開示の体制

(4) 症例を検討するための会議等の開催の有無

(5) 処方せんを応需した者(以下この表において「患者」という。)の数

(6) 患者満足度の調査

(i) 患者満足度の調査の実施の有無

(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」という。)第十一條の六の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、新規則別表第一に掲げる事項のうち、同表第一の項第一号に掲げる基本情報その他都道府県知事が定めるものについて、都道府県知事が定める方法により行うことができる。

3 新規則第十二條の二第二項第三号の規定にかかわらず、同号の医薬品の安全使用のための業務に関する手順書がこの省令の施行の際整備されていない薬局については、この省令の施行の日から起算して三箇月を経過する日までは、同号の規定は適用しない。

○厚生労働省、農林水産省、令第二号

○経済産業省、国土交通省

独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)第五十五條第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月二十六日

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働大臣	柳澤 伯夫
農林水産大臣	松岡 利勝
経済産業大臣	甘利 明
国土交通大臣	冬柴 鐵三

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

第八條の表愛知用水二期事業の項を次のように改める。

愛知用水二期事業

愛知用水二期施設

厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

附則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十四号

意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、この省令を制定する。

平成十九年三月二十六日

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令

目次

第一章 関係省令の整備等(第一条―第十三条)

第二章 経過措置(第十四条―第二十七条)

附則

第一章 関係省令の整備等

(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の三の三第二項中「国は」の下に「、アメリカ合衆国(同法第四十三條第五項に規定する電磁的方法により、同条第二項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限り)」を加える。

第三十條中「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に改める。

第六十條の六中「尋問」を「意見の陳述」に改める。

様式第二中備考26を備考27とし、備考21から備考25までを一ずつ繰り下げ、備考20の次に次のように加える。

21 拒絶理由通知に係る指定期間の延長を請求するときは、【請求の内容】欄には、「拒絶理由通知で示された引用文献に記載された発明との対比実験のため、指定期間の1カ月の延長を求めらる。」と、【発明の要旨】欄には、「請求の要旨を要約して記載する。」と記載する。

様式第四の備考5、様式第九の備考11及び様式第十一の備考4中「22から25まで」を「23から26まで」に改める。

様式第十三の備考18中「22から26まで」を「23から27まで」に改める。

様式第十五の二の備考10、様式第十五の四の備考2及び様式第十六の備考3中「22から25まで」を「23から26まで」に改める。

様式第十八の備考21中「21から25まで」を「22から26まで」に改める。

様式第二十の備考7中「22、24から26まで」を「23、25から27まで」とし、「備考26」を「備考27」に改める。